

1 平成 26 年度包括外部監査の対象

「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成 28 年 1 月 22 日

3 措置通知の内容

監査結果	講じた措置
<p>(66頁) 意見</p> <p>4 契約事務は適切に行われているか (入札不調に伴う随意契約について)</p> <p>一般競争入札が不調となり、随意契約に移行したが、工事延長による工事総額の上昇につながることで、復興工事等で引受業者が限定されているという理由では、不十分である。</p> <p>緊急の修繕など、年度内に工事を完了させなければならないという明確な理由の記載が必要である。</p>	<p>今後は、随契契約とせざるを得ない緊急を要する内容について、随意契約理由書に明確に記載し、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>【水道局総務課】</p>
<p>(66頁) 意見</p> <p>4 契約事務は適切に行われているか (入札不調に伴う随意契約について)</p> <p>入札参加資格の要件を「市内業者」とせず、広く近隣自治体の業者も参加要件を認めることで、より経済性を発揮できた可能性があることから、当該契約の入札参加資格の要件は妥当性に欠ける。</p> <p>広く近隣自治体の業者に参加要件を認めることで、より経済性を発揮できた可能性がある。</p>	<p>入札参加資格の要件については、「いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」に定める発注標準のほか、工事の種類及び規模などに応じて、入札参加者の施工能力及び地域要件を定めている選定基準を業者選定委員会において定め、これに基づき条件を設定しております。</p> <p>本件につきましては、この条件に基づき、参加者の地域要件を「市内業者」としたものです。</p> <p>今後も、適時に基準の見直しを図るとともに、公平性、客観性に留意して要件を設定して参ります。</p> <p>【水道局総務課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(66頁) 指摘事項</p> <p>4 契約事務は適切に行われているか (契約締結何の記載不備について)</p> <p>「入札結果報告兼契約締結何」の決裁日の記載が漏れており、文書等取扱規程に違反している。</p> <p>すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない。</p> <p>(72頁) 意見</p> <p>4 契約事務は適切に行われているか (契約書類簿冊の整理について)</p> <p>委託契約において完成確認を行っている書類(現場写真)の整備に不十分な点が散見された。</p> <p>完成確認は、書類により行っているとのことであるため、今後は書類の整理を矛盾なく行い、検査時に内容の確認を行うべきである。</p>	<p>決裁日の記載漏れについては、追記しました。</p> <p>今後は、決裁日の記載に遺漏がないよう、適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>【水道局総務課】</p> <p>完成確認の際、書類の確認が不十分であったことから、書類の整理を行いました。</p> <p>今後は、写真の撮影時期等を含め、矛盾のないよう書類の整理を行い、検査時の内容確認を徹底するなど、適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>【水道局工務課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(72頁) 指摘事項</p> <p>4 契約事務は適切に行われているか (公益社団法人いわき市シルバー人材センターとの随意契約に係る公表について)</p> <p>契約の締結前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等が公表されていたが、一部の公表データが誤って削除されており、その状態を放置していることは、公表されている情報に格差が生じており問題である。公表すべきデータの状況を常にモニタリングすることは必要であり、データの更新時には特に注意が必要である。</p> <p>また、随意契約の相手方とした理由の公表内容について、他の自治体の公表理由を参考に見直す必要がある。</p>	<p>契約の締結前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等については、局ホームページにて公表していましたが、契約締結後、前年度分の公表データを削除する際、誤って今年度分の公表についても削除してしまいました。また、契約結果後に公表すべき内容の一つである、随意契約の相手方とした理由については、「地方公営企業法施行令の規定によるもの、高年齢者の雇用の安定等に関する法律に規定する契約であること」として公表していましたが、他市の公表理由を参考に見直しを行い、「契約の相手方として透明性と公平性が確保されており、また、平坦地にある水道施設の除草業務等、高齢者でも作業可能な業務であり、雇用機会の確保及び安定した人員の確保が図れるため」の内容を理由の一つとして追加し公表することとしました。</p> <p>今後、公表の際には、複数人員で内容の確認を行うとともに、公表後においても公表すべき内容が適正に局ホームページに掲載されているかについてのモニタリングを行うこととし、細心の注意を払い適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>【水道局工務課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(77頁) 意見</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか（固定資産シールの貼り付けについて）</p> <p>現場視察を行った施設内の固定資産については、水質管理センターを除いて、固定資産番号シールを貼付していなかった。</p> <p>適正な財務報告、維持管理計画の策定、横領等の不正を回避するために、固定資産番号を作成し、シールとして貼り付け管理すべきである。</p>	<p>固定資産のうち、管理のためのシールの貼付可能なものについては、総務課でシールを作成し所管課へ配布しておりますが、貼付が漏れたものであり、所管課へ指示し、貼付しました。</p> <p>今後は、貼付漏れがないよう、適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>【水道局総務課】</p>
<p>(77頁) 意見</p> <p>5 財産管理・物品管理は適正に行われているか（固定資産シールの貼り付けについて）</p> <p>固定資産の実地調査については、少なくとも年1回は実施し、固定資産原簿との照合を行うべきである。</p> <p>固定資産の管理は公営企業において、特に重要な経理の一つであることから、固定資産明細などにより、定期的な管理、更新を徹底すべきである。</p>	<p>水道事業は、多額で膨大な固定資産を有しており、会計事務においては、非常に重要な部分を占めていることから、管理においても正確性が求められるため、固定資産シールなどの識別シールによりその識別を容易にしたうえで、少なくとも年1回程度の実地照合は実施すべきと思われます。</p> <p>しかし、水道事業の固定資産は、その殆どが地中に埋設された管路や水道プラントなどの施設であり、また膨大な件数となっているため、すべての固定資産を対象に識別シールを貼付し、年1回の実地照合を行うことは期間的、人力的な部分からも極めて困難な状況となっております。</p> <p>なお、識別シールの貼付や実地照合の可能な資産（車両運搬具や工具器具及び備品）については、それらを実施し、固定資産全体の管理方法については、今後検討した上で適切に対応して参ります。</p> <p>【水道局総務課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(78頁) 指摘事項</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (久之浜浄水場における固定資産台帳の不備について)</p> <p>固定資産台帳に登録誤りがある。</p> <p>資産の実態に合わせて、固定資産台帳を修正すべきである。</p>	<p>固定資産台帳を修正しました。</p> <p>今後は、記載誤り等のないよう、適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>【水道局総務課】</p>
<p>(78頁) 指摘事項</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (大利ポンプ場 流量計 (メーター) の固定資産台帳の転用未処理について)</p> <p>再利用した一般家庭用の流量計 (メーター) について、貯蔵品から固定資産への転用処理がなされていなかった。</p> <p>一般家庭から回収した流量計 (メーター) について、利用可能なものを転用した場合は、会計上適正な転用処理を施すべきである。</p>	<p>末端排泥管理用に試験的に設置したもので、一時的な使用のため、適正な手続きを経ず安易に転用していたものです。</p> <p>現在、当該メーターは撤去しておりますが、今後は、転用した場合は報告を徹底し、回収したメーターを再利用する場合は、再評価してたな卸資産に計上した後、庫出処理を行う等、適正な会計処理に努めて参ります。</p> <p>【水道局総務課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(79頁) 指摘事項</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (小川浄水場 残留塩素計の固定資産台帳の変更未処理について)</p> <p>固定資産について、会計上 (固定資産台帳上) の所在場所と異なる場所で管理している状態となっている。</p> <p>いわき市水道事業会計規程に則って所轄部門や各課の管理を明確にするよう実態にあった適正な会計処理及び固定資産台帳の記載を行うべきである。</p>	<p>当該残留塩素計は、転用を予定して北部浄水場管理室にて引き上げ保管しておりましたが、当初の使用目的に合致せず使用を見合わせたため固定資産台帳の所在場所の変更をしておりませんでした。</p> <p>他施設での転用を検討中ですが、転用先の決定までは本来の所在場所である小川浄水場にて管理するとともに、転用をした場合は報告を徹底し、適正な会計処理に努めて参ります。</p> <p>【水道局総務課】</p>
<p>(80頁) 指摘事項</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (薬王寺ポンプ場 仮設貯水槽について)</p> <p>固定資産台帳から除外した仮設貯水槽を廃棄しておらず、転用していた。固定資産台帳と現物が相違していると共に、所管換手続を定めたいわき市水道事業会計規程に抵触している。</p> <p>固定資産台帳に登載するとともに、適正な所管換手続を実施すべきである。</p>	<p>本ポンプ場は工事実施予定の施設で、工事竣工までの期間の一時的な利用のために適正な手続を経ず、安易に転用・仮設していたものです。</p> <p>当該貯水槽については、工事竣工に伴い撤去しておりますが、今後は、移設・転用をした場合は報告を徹底し、適正な会計処理に努めて参ります。</p> <p>【水道局総務課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(84頁) 意見</p> <p>6 情報セキュリティ対策は適切に行われているか</p> <p>担当課が所管するUSB等は、年一回のたな卸を実施しているが、その検証の証跡が確認できなかった。</p> <p>管理状況や責任の所在を明らかにすべく、たな卸の実施日付、確認者、USB保管場所、管理の状況等、たな卸結果を証跡として残すべきである。</p> <p>(149頁) 指摘事項</p> <p>4 契約事務は適切に行われているか (等級別格付に関する発注標準の相違について)</p> <p>格付基準、発注標準の改正を行った際に、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」の一部改正が行われていなかった。</p>	<p>たな卸の実施はしているものの、書類等の整理が不十分であったことから、たな卸実施に関する簿冊の整理を行いました。</p> <p>今後は、記載内容に遺漏がないよう留意し、セキュリティ対策に関して、適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>【水道局経営企画課】</p> <p>格付基準及び発注標準の見直しについては、それぞれ平成 23 年度中に意思決定を受け、平成 24 年 4 月から実施してきたところでありますが、本要綱の所要の改正が行われておらず、実際の運用と要綱の内容とに齟齬が生じていたことから平成 26 年 12 月 16 日付けで要綱の一部改正を行ったところであります。</p> <p>今後は、同様の事例が生じないよう再発防止に努め、適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>【契約課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(153頁) 指摘事項</p> <p>4 契約事務は適切に行われているか (契約締結伺の記載不備について)</p> <p>「入札結果報告兼契約締結伺」の決裁日の記載が漏れており、文書等管理規定に違反している。</p> <p>すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない。</p>	<p>指摘を受けた「入札結果報告兼契約締結伺」の決裁日については、記載しました。</p> <p>今後は、職員間のチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めて参ります。</p> <p>【生活排水対策室経営企画課】</p>
<p>(160頁) 意見</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか(鎌田ポンプ場用地の管理について)</p> <p>用地が空地となっているが、近隣住宅工事等で業者の車が不正使用(駐車)されている状況であった。</p> <p>行政財産として管理している以上、用地境界を明確にし、不正使用が行われないように定期的に見回り、看板等の設置などを行うべきである。</p>	<p>現在、当該用地については、不正使用防止策として、侵入防止柵の設置を行ったところ</p> <p>です。</p> <p>なお、今後は適正な管理に努めて参ります。</p> <p>【生活排水対策室経営企画課】</p>
<p>(161頁) 意見</p> <p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか(北部浄化センター内に保管されている発電機の管理状況について)</p> <p>保管状況は、野ざらしの状態となっているため、部分的に使用するとは言っても管理方法に問題がある。</p> <p>後日、使用するということから、当該資産の管理状況については、ビニールシートなどを掛け直すなどの対応が必要である。</p>	<p>ビニールシートの掛け直しを行いました。</p> <p>なお、今後は適正な管理に努めて参ります。</p> <p>【生活排水対策室経営企画課】</p>

監査結果	講じた措置
<p>(164頁) 意見</p> <p>7 下水道事業の実施に当たり適用される法律が適切に適用されているか（排水設備の接続義務に対する市の取組みについて）</p> <p>「下水道接続件数集計表」により、未接続件数を把握しているが、担当課での明確な解消策の検討が行われていない。</p> <p>未だ水洗化への切替を行っていないケースについて、今後の解消見込が具体化されていない。</p>	<p>水洗化の促進については、水洗化普及囑託職員等による個別訪問等を行うことにより水洗化率が平成 24 年度末 87.4%、平成 25 年度末 89.1%、平成 26 年度末 90.5%と、年々向上しているところであります。</p> <p>これまで訪問件数・接続件数等について情報共有を図りながら普及促進に努めてきたところでありますが、今後は市としての方針を整理する場として、水洗化普及囑託職員を交えた会議を開催し、下水道接続義務違反解消に向けた課題や意見の集約を図り、協議を行って参ります。</p> <p>【生活排水対策室経営企画課】</p>
<p>(166頁) 意見</p> <p>7 下水道事業の実施に当たり適用される法律が適切に適用されているか（下水道法第10条第1項但書の適用について）</p> <p>温泉街を中心とした一帯での供用開始を契機として、平成14年度に新たに減量認定割合を設定したが、当時の算定根拠と現在の計算結果が相違しているか否かについては、検討していない。</p>	<p>平成 27 年度における温泉水使用量に対する浴槽排水の量を算定したところ、平成 14 年度に設定した割合とおおむね同等であることを確認いたしました。</p> <p>今後は、適宜浴槽排水の量を検証して参ります。</p> <p>【生活排水対策室経営企画課】</p>